江北駅北コンテナショップ 「エキ・キタ」 テナント募集要項

1. 趣旨

江北町(以下「町」とします。)は、江北駅及び駅周辺の賑わいづくりを目的として、江北駅北コンテナショップ「エキ・キタ」(以下「コンテナショップ」とします。)を整備、トレンドや創意工夫を盛り込んだ意欲ある店舗がコンテナショップに出店することで、多くの人々が集い、活気に溢れ、楽しい時間を過ごせる場所を目指します。 こうした趣旨を踏まえ、多くの人々に喜んで頂ける魅力ある商品やサービスを提供する出店者を募集します。

2 施設·付帯設備

(1) 所在地 佐賀県杵島郡江北町大字山口1363番地9及び10

(2) 募集区画 **大区画・1事業者**

(3) 区画面積 大区画:外寸18.18㎡(3.00×6.06m)

内寸13. 90㎡ (2. 50×5. 56m)

(4) 付帯設備 電気コンセント、照明取付金具、コンテナまでの給水・排水設備

R7.4.1現在

←武雄	県道 佐賀-										
	B1		B2 B		В	4		搬入者	搬入者		
←江北駅	焼鳥屋	焼鳥屋焼鳥屋		18.18m²		惣菜屋		駐車場	駐車場		
										ı	コイン式 駐車場
共用 トイレ	A1 A2	A	A3		A4			搬入者 搬入者 駐車場			
	ネイル ハニー サロン ラテ	フルー	フルーツサンド		アバレルショップ						

3. 運営

(1) 営業時間 7時00分から24時00分の範囲で営業を希望する時間

(2) 営業日 週3日以上

4. 契約期間

(1) 契約期間 契約の日から、令和10年3月31日まで (契約更新可)

※契約満了の日の6ヶ月前までに更新の届け出が必要です。

(2) 退去条件 退去を希望する際は、退去日の3ヶ月前までに町に届け出てください。

※原状復旧必須。現状のまま次の入居者に物件を渡す、いわゆる「居抜き」は不可。

5. 賃借料・その他費用の取扱い

(1) 賃借料 大区画:年間384,000円(月額32,000円)

※契約形態については、契約期間満了後、見直しを行う場合があります。

他、消費税法の改正に伴う改定を行う場合があります。

(2) 他の費用 水道光熱費等、経営上必要な諸経費については出店者負担とします。

6. 申込資格

申込資格は、以下の各号に掲げる条件をすべて満たしている者とします。

- (1) 趣旨を理解し、駅の賑わいづくりに貢献する意欲がある者
- (2) 全体の管理運営及び他の出店者に協調し、従事できる者
- (3) 営業に必要となる許可や免許等を有する者又は許可等を受けることが確実な者
- (4) 過去の営業において法令に違反し、罰則等を受けたことがない者。
- (5) 江北町商工会に加入している者又は開業までに加入する者
- (6) 市町村税を滞納していない者
- (7) 次のいずれにも該当しない者
 - (ア)暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2号に 掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
 - (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に 規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者
 - (ウ) 会社更生法 (昭和27年法律第172号) に基づく更生手続きをしている者
 - (エ) 民事再生法 (昭和11年法律第225号) に基づく再生手続きをしている者

7. 出店条件

出店にあたっては、次の各号に掲げる点に留意してください。

- (1) 契約出店者の直営とし、転貸は認めません。
- (2) 店舗の営業日、営業時間については厳守をお願いします。
- (3) 電源、照明取付器具等の設備は備えていますが、給排水設備、その他の工事費(内装を含む)、コンテナ内で 使用する機器、通信機器、空調、什器及び備品等の購入・設置に係る費用は出店者負担となります。
- (4) 出店者の責めに帰す事由によりコンテナや付帯設備等を汚損、破損した場合及び契約期間満了又は契約解除となった場合、出店者負担にて原状回復していただきます。
- (5) 営業にかかわる事故又はトラブル等は、自己の責任において処理していただきます。また、利用者からの苦情等については、誠意をもって対応していただきます。
- (6) 本要項の条件を遵守できない場合は、町の裁量により無条件で契約解除できるものとし、その指定する期日までに退去していただきます。
- (7) 駅の賑わいの創出のために行うイベント等(町主催も含む)に協力をお願いすることがあります。
- (8) 本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合、町との協議により定めます。

8. 契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合、契約の解除を行うことがあります。

- (1) 設置及び管理に関する条例及び同規則に違反した場合
- (2) 申込書類の記載内容に、虚偽の記載があった場合
- (3) 本要項の申込資格を満たさなくなった場合
- (4) その他出店者として不適格と認められる事項が判明した場合
- (5) 正当な手続によらないで利用目的及び運営形態等を変更したとき
- (6) その他施設等の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき

9. 募集及び選定のスケジュール

- (1) 受付期間 令和7年2月3日(月)から令和7年2月28日(金)まで ※郵送可、当日消印有効
- (2) 審査内容 書類審査、面接審査
- (3) 面接日程 3月17日(月)(予定)

- (4) 結果通知 採否の結果を後日通知いたします。
- (5) 開店準備 入居決定者は、令和7年4月1日以降、鍵を受け取りに役場地域振興課までお越しください

10. 申込方法

申込者は、次に定める申込書類を持参又は郵送により、受付期間内に江北町役場地域振興課振興係へ提出してください。

(1) 出店申込書 (様式第1号)(2) 収支計画書・経営計画書 (様式第2号)(3) 店舗利用計画書 (店舗見取り図) (様式第3号)

(4) 誓約書 (様式第4号)

- (5) 添付書類
- ①個人又は屋号の場合
 - 経営者の略歴(履歴書)
 - ・運転免許証、マイナンバーカード、保険証のいずれかの写し
 - ・住民票(※発行日から3か月以内のもの)
 - ・経営上必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し(事後届出の場合は不要)
 - 市町村税納税証明書(所在する市町村の税に係る滞納がないことの証明)
 - ・直近1年分の源泉徴収票又は確定申告の写し

②会社・法人の場合

- 経営者の略歴(履歴書)
- 定款
- 会社、法人の登記事項証明書
- ・経営上必要となる官公署の許認可、資格等の書類の写し(事後届出の場合は不要)
- ・市町村税納税証明書(所在する市町村の税に係る滞納がないことの証明)
- 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書(直近一年分))
- ※提出部数については、正本1部、副本2部(正本のコピー)とします。
- ※副本については複写に使用するため、綴じ込まないでください。
- ※提出書類の印刷サイズは、原則A4判縦型とします。

11. 応募先・問い合わせ先

江北町役場地域振興課振興係 〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町山口1651番地1

電 話:0952-86-5615 メール:chiiki@town.kouhoku.lg.jp